

報告第2号

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したものを。

専決第2号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

芦屋市長 山中 健

芦屋市条例第16号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条の5の2中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第13条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号イ中「アで」を「アに」に改め、同号に次

のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条の6の9中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 特定世帯の国民健康保険料について、既に講じられている特定世帯への移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後6年目から8年目までの間においては特定継続世帯として、世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずる。（本則関係）

※ 特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者が1人のみ属する世帯（移行後5年間に限る。）をいう。

- (2) 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者について、当該移行後5年間に限り特定同一世帯所属者とする措置を、期限を区切らない恒久措置とする。（第13条関係）

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。